

ぎふプラごみ削減モデルショップ登録制度実施要領

(目的)

第1条 岐阜県内で発生した散乱ごみは、その一部が河川を經由して伊勢湾等に流れ込み、海洋汚染の一因となっており、海洋環境の汚染を防ぐため、上流県として流出抑制を進める必要がある。

岐阜県（以下「県」という。）では循環型社会の形成にあたっては、県民一人ひとりの意識向上と実践が欠かせないことから、これまで日常生活の身近な課題である家庭ごみの減量化の取り組みを行ってきた。さらに、「ぎふプラごみ削減モデルショップ」を登録し使い捨てプラスチック使用量を削減する取り組みを進めることで、本県で発生したプラスチックごみを原因とした海洋環境の汚染を防ぐことを目的とする。

(登録の要件)

第2条 県は、次の全てに該当する者を「ぎふプラごみ削減モデルショップ」として登録する。

- (1) 県内で飲食物を提供する飲食店、小売店、企業等の食堂又は環境にやさしい飲食関係の容器等を製造する事業所（以下「事業所」という。）であること
- (2) 使い捨てプラスチックの削減に賛同し、次のいずれかの取組みを行う事業所であること
 - 一 繰り返し使える容器等を使用すること
 - 二 マイ容器に商品を提供すること
 - 三 使い捨てプラスチック製品の提供を中止すること
 - 四 バイオプラスチックなどを原料とする環境にやさしい容器等の使用を推進すること
 - 五 使い捨てプラスチック製品の代替となる容器等を製造すること
 - 六 その他、使い捨てプラスチック削減に向けた取組みを行うこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する事業所でないこと

(登録の要件の見直し)

第3条 前条の登録要件は、3年経過時を目途に、取り組みの普及状況を考慮して見直しを実施するものとする。

(登録の実施)

第4条 ぎふプラごみ削減モデルショップの登録等については、以下のとおりとする。

(1) 申請

登録を希望する者は、登録申請書（様式第1号）を県へ提出する。

なお、複数の事業所をぎふプラごみ削減モデルショップとして登録を希望するときは、登録を希望する事業所を登録事業所一覧（様式第1号別紙）に取りまとめることにより、一括して申請することができる。

(2) 登録

県は、第2条に掲げる要件の該当の有無及び申請内容を確認し、適当と認めた場合はぎふプラごみ削減モデルショップとしての登録を行う。

(3) 登録証等の交付

県はぎふプラごみ削減モデルショップに登録証及びステッカー等を交付し、ぎふプラごみ削減モデルショップは登録証及びステッカー等を、登録を受けた事業所内に掲示する。

(4) 登録内容の変更

ぎふプラごみ削減モデルショップは、登録申請書（様式第1号）に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届（様式第2号）により県へ届け出る。

(5) 登録の中止

ぎふプラごみ削減モデルショップは、登録の中止をしようとする場合は、登録中止届（様式第3号）により、県へ届け出るとともに、登録証等の交付物の掲示、使用を取りやめる。

県は、登録中止届の内容を確認し、県の掲載情報から削除する。

(6) 登録の抹消

県は、ぎふプラごみ削減モデルショップが第2条に掲げる要件を満たさなくなった場合等、ぎふプラごみ削減モデルショップとして適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

登録を抹消されたぎふプラごみ削減モデルショップは速やかにこの制度に係る交付物の掲示、使用を取りやめなければならない。

(7) 登録要件の適合状況の確認

県は、第2条の登録要件への適合状況を、3年ごとに登録済みの事業所に対し確認するものとする。また、第3条の規定により登録要件を見直した場合、見直し後の要件への適合状況を、登録済みの事業所に対し確認するものとする。

確認の結果、要件を満たさないことが判明した場合、(5)により事業所から中止届の提出の受け、又は(6)により抹消を行うものとする。

(登録の有効期間)

第5条 ぎふプラごみ削減モデルショップとしての登録の有効期間は、県が登録した日から、登録中止または登録抹消をした日までとする。

(県の取り組み)

第6条 県は、ホームページ等で、ぎふプラごみ削減モデルショップを紹介し、県民に対し広く情報発信をするものとする。なお、ぎふプラごみ削減モデルショップは申請した時点で、事業所情報の紹介に同意したものとする。

(ぎふプラごみ削減モデルショップの取り組み)

第7条 ぎふプラごみ削減モデルショップは、第2条第2項各号の取組内容を継続的に実施し、使い捨てプラスチック製品に由来するごみの排出抑制に努めるものとする。

2 県からの交付物を事業所内に掲示し、使い捨てプラスチックの使用量削減に関する県民への啓発を積極的に行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和元年11月14日から施行する。